

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成23年度 第3回所沢市文化財保護委員会
開 催 日 時	平成24年2月13日(月) 午後1時30分 から 午後3時10分
開 催 場 所	市役所602会議室
出 席 者 の 氏 名	林 宏一 新井政明 谷川章雄 羽生修二 川井 博 上川 准 新藤康夫 宮本八恵子
欠 席 者 の 氏 名	石鍋壽寛
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	議事 1 継続案件について ① 齊藤家建造物(明治天皇行在所跡) ② 旗本の墓塔 報告事項 1 埋蔵文化財調査センター事業報告 2 滝の城跡発掘調査報告 3 その他
会 議 資 料	・ 所沢市内に所在する旗本の墓塔と所有者等一覧(資料:1) ・ 埼玉県内及び近隣市における同種文化財の指定事例/東京都による同種文化財の指定事例/知行地・知行高一覧(資料:2) ・ 「滝の城跡整備事業」に伴う第1次発掘調査(資料:3)
担 当 部 課 名	教育長:佐藤徳一 教育総務部 次 長:藤田 晃 文化財保護課 課 長:鈴木正行 副主幹:中島岐視生 小澤一良 主 査:古谷芳貴 稲田里織 教育総務部文化財保護課 電話04(2998)9253

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>議長 事務局（小澤副主幹）</p> <p>議長 委員</p>	<p>開会 教育長あいさつ 文化財保護委員長あいさつ 以降、林委員長が議長となり、議事を進める。 冒頭「所沢市情報公開条例」に基づき本会議、会議資料、会議録の公開について諮り、公開とすることを議長が宣言。次に、会議録については要約方式、発言者の委員名は出さず「委員」の表示とすること、会議録の確定は議長（委員長）の承認でおこなうことを確認した。</p> <p>議事 1 継続案件について ① 齊藤家建造物（明治天皇行在所跡） 前回の審議を経て、事務局の方針について、説明をお願いします。 教育委員会では、齊藤家を「所沢のまちば・商家」の歴史を物語る貴重な建造物として認識しており、後世に残していきたいと考えています。しかしながら、齊藤家建造物は、外観・内部とも改修され傷みもあることから、通常の指定は難しいと思慮しており、本委員会におきましても、「特例的な指定」との方向が示されております。今後の復原・修繕に際しては所有者負担も大きく、市の財政支援につきましても、昨今の財政状況から大変厳しいと思われれます。 そこで、改めて所有者に意向を確認したところ、齊藤家建造物を活用しながら後世に残していきたいという意向がありましたので、諸規制がゆるやかな国の文化財登録制度をご紹介しました。所有者からは、改修しているため建造物指定は難しいと思っていたこと、現状のまま活用・保存が図られて、相続税が少しでも優遇される制度はありがたい旨の返答がありました。 事務局では、建造物の現状、所有者の保存・活用の意向及び復原費用の負担などを思慮し、国の登録有形文化財の候補物件として、建造物の活用を図りながら後世に残していく方向で事務を進めていきたいと考えております。 建造物の保存・活用に向けて、現実的な対応を模索したいという事務局の意向について、委員のご意見をいただきたいと思います。 本建造物は、確かに改造が多く復原費用が課題となります。国の文化財登録制度では、相続税の優遇など所有者にメリットがあり、より現実的で、より所有者の意向に添ったものと考えます。</p>

議 長	<p>問題となるのは、国の文化財登録制度は外観の価値が問われるので、文化庁の方が認めるかどうかだと思います。</p>
委 員	<p>建造物担当委員から、国の文化財登録制度の検討を行ってもよろしいのではという意見がありましたが、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。</p>
議 長	<p>国の登録文化財として申請するには、市の指定（史跡）の解除が必要でしょうか。</p>
議 長	<p>通常、国の登録文化財になると、市の指定は解除になると思います。もともと本件は「明治天皇行在所跡」（史跡）の指定解除から始まった案件なので、史跡の指定は解除することになります。</p>
委 員	<p>国の登録文化財となるかは、外観のきちっとした仕様が残っていることが条件だと思いますが、文化庁の判断です。建造物の保存を図るという面から、国の文化財登録制度を検討してみるという考え方もあろうかと思います。</p>
議 長	<p>復原費用がかかるという消極的な理由から、建造物指定を見直すのはいかがかと思います。齊藤家建造物の文化財指定を発端に、部材を保管している「さのや商店」等の復原、秋田家建造物の保存、と長期的な計画で歴史的建造物を後世に伝えていければよいかと考えます。</p>
議 長	<p>そのような考え方もあるとは思いますが。前回の審議では、所沢の町並みの面影を如何に残していくかがコンセプトでした。消極的とはいっても、一つ一つの建造物を如何に遺していくかであり、現実的に考えると、選択肢として国の文化財登録制度も考えていいのではないかと思います。所有者の意向も視野に入れた中で、幅のある検討をしていきたいと考えます。ほかの委員はいかがでしょう。</p>
委 員	<p>個人的には市の見解に賛成です。モノさえ残れば、次のステップに進めますので、何らかのかたちで残していくことが大切だと考えます。</p>
委 員	<p>現実的には費用面の問題は大きいので、国の文化財登録制度の方向もあるかと思っています。本件は審議に時間を要しており、このままズルズルと審議を続けるのもいかがかと考えます。</p>
議 長	<p>見世蔵はかなり外観も変わっており、文化庁がどう判断するかと懸念する点もありますが、ほかは大きく改変されず残っていると思います。近世初頭のたたずまいを後世に遺すというところに基準をおけば、指定でも登録でもよいのではないのでしょうか。登録申請の件は、事務局から埼玉県に情報提供はしているのでしょうか。</p>

事務局(小澤副主幹)	<p>内々にではございますが、埼玉県を担当課に情報提供をしております。</p>
委員	<p>齊藤家建造物は改造が進んでおり、建造物として指定することは難しいと考えます。また、公的な財政支援も難しい中、所有者には相続税面でのメリットもあるので、今回の事務局提案は現実的と考えます。</p>
委員	<p>国の登録文化財となっている建造物は、市でノーマークのものが国へ上がってくるケースが多いようです。市の指定文化財が国の登録文化財に上がってくるケースは少ないとは思いますが、所有者の意向が一番大きいと考えます。指定文化財となると、保存のための諸規制も厳しく、所有者が納得するかも問題です。</p>
委員	<p>国の登録文化財になったから、市は関係ないという考え方はよくないので、今後の市の姿勢を確認していく必要はあると思います。</p> <p>事務局から所有者にアプローチした段階で、国の登録文化財への申請も考えたいという意向があるということですので、所有者の意向を尊重したいと思います。</p>
委員	<p>私も所有者の意向を尊重することが大切だと考えます。本件は長期間にわたり審議してきているため、これ以上引きずらないで、ここで方向性を決めたらどうかと思います。国の登録文化財となっても、市は関心を持っていくという方向でよいのではないのでしょうか。また、東日本大震災以降、大きな地震も数多く発生しており、齊藤家建造物は、現在の状態で遺っていくのか、不安にも思っています。</p>
委員	<p>先程、秋田家の話もでていましたが、個人的に秋田家所有者から、秋田家建造物を国の登録文化財に申請したいという意向を聞いています。事務局から秋田氏にもアプローチしてみて、所沢市内に所在する国の登録文化財を増やしていくきっかけにしてはどうかと考えます。</p>
委員	<p>秋田家建造物の外観は、齊藤家建造物よりも良好ですので、国の登録文化財になる条件は満たしていると思います。古い町家の建造物を後世に残していくことが大切ですので、事務局としても、秋田氏にアプローチしてみるとよいと考えます。</p>
議長	<p>委員それぞれのご意見を伺いましたが、現実的な指定行為として、埼玉県を通して国の登録有形文化財建造物の申請手続きを進め、今後はその成り行きを見ながら、本件の審議を進めていくということによろしいでしょうか。</p>

全 員	異議なし。
議 長 事務局（鈴木課長）	<p>②旗本の墓塔</p> <p>次に「旗本の墓塔」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>前回の会議において、担当委員と事務局で現地の再確認等、調査を進め本会議で報告することになっており、1月30日に担当委員と事務局で現地確認調査を実施いたしました。</p> <p>担当委員には「知行地・知行高一覧」及び「東京都による同種文化財の指定事例」を審議資料として、ご提出いただいております。</p>
議 長 委 員	<p>担当委員から、現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>対象となる墓塔は、保存環境は良好とは言えませんが、全ての所在を確認いたしました。本件を提案した大館前委員は、江戸初期における旗本の地方支配の実相を示す重要な資料であり、一括での指定を望んでおりました。</p>
議 長 委 員	<p>本資料の価値としては、旗本の地方支配を示す資料ということでよろしいでしょうか。</p> <p>市内に墓塔が残されている旗本は、地元と何らかの強い結びつきがあったことを色濃く残す資料です。地方支配をしていた旗本は、資料：2「知行地・知行高一覧」中の太字で記しました。その中で永井氏は、荒幡山へ葬ると記された文献はあるのですが、荒幡山光蔵寺に対象となる墓塔は見当たらず、住職に聞いても発見できないのが現状です。</p>
委 員	<p>前回の会議において、種別と名称が問題となっておりましたので、東京都内の事例を調べたものが、資料：2「東京都による同種文化財の指定事例」です。種別については、「史跡」が妥当と思われる。また、名称については、埼玉県狭山市の「旗本小笠原家墓所」のようなものが妥当と考えます。沢氏の場合、墓自体は最近造立されたものですが、墓塔そのものの価値ではなく、旗本の地方支配を示す資料としての価値ですので、墓所として指定するのがよいと思います。</p>
議 長	<p>旗本の地方支配を示す歴史的資料として重要であるということですが、考古担当委員の見解はいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>種別の問題は難しいと考えます。墓塔の下に埋葬施設がある場合は「史跡」としてよいと思いますが、墓石は動かせるので、確実に下に埋葬施設があるかどうか分かりません。全て「史跡」としてよいのか検討する必要があると思います。</p>

議 長	<p>また、現在、考古資料として指定している「山口氏の墓塔」「大石信重の墓塔」についても、考古資料という種別ではよくないのではないかと考えます。</p> <p>再建の記載はなくても、後世に再建された墓塔もあります。寛政から文化・文政期になると、自分のルーツを知るために墓塔を造立する傾向があり、形式等から検討していく必要もあると思います。また、墓塔の位置については、はっきりした方がよいと考えます。</p> <p>本件は、墓塔の位置が動いているもの、改葬されているものなど、様々な形態があるようですが、基本的には旗本の地方支配の情報を伝える資料として、指定する方向でよろしいでしょうか。</p> <p>指定にあたっては、墓塔を個々に検証した上で、種別を検討していく必要があると考えます。また、殆どの墓塔の所有者が不明であることはネックであり、所在する寺院の承諾があれば、指定できるのかも指定に向けた課題となります。</p>
委 員	<p>資料群として、旗本の地方支配の実相を示す資料なので、例えば「所沢市に所在する旗本の墓所及び墓塔」といった名称で、種別はそれぞれ別という指定はできるのでしょうか。</p>
議 長	<p>それは難しいと思います。種別・所在・内容の違った資料を一括で指定するのは無理だと考えます。一つ一つの資料を見極めていかないと、具体的な指定に向けた作業は入っていけないと思いますが、ほかの委員のご意見はいかがでしょうか。</p>
委 員 委 員	<p>私も一括で指定することは難しいと考えます。</p> <p>一つ一つの墓塔を確認していく必要があると思います。全ての資料を一度に進めなくてもよいので、なくなってしまうような資料や、時間が経つと劣化の恐れのある資料は早めに検討するなどしてはいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>一つ一つの資料を精査し、写真や見取り図、実測図等を作成して現状を確認し、指定を急ぐものや、早期に指定にこぎつけられるものは、指定の検討を進めていくという方向でいかがでしょうか。調査については、新年度に何件か報告できるよう、担当委員と事務局で作業を進めてください。また、担当委員以外も、対象となる墓塔を実際に見ておくなど、関わってってもらいたいと思います。</p>
全 員	<p>異議なし。</p>

<p>事務局(中島副主幹)</p>	<p>報告事項</p> <p>1 埋蔵文化財調査センター事業報告 【埋蔵文化財調査センターの事業内容等を報告】 発掘調査と小中学生用の印刷物等について報告された。</p>
<p>事務局(古谷主査)</p>	<p>2 滝の城跡発掘調査報告 【「滝の城跡整備事業」に伴う第1次発掘調査の概要等を報告】 資料：3により第1次発掘調査の概要等が報告された。</p>
<p>事務局(小澤副主幹)</p>	<p>3 その他 ①所沢市指定文化財巡察の実施報告</p>
<p>事務局(稲田主査)</p>	<p>②第10回「所沢市伝統芸能発表会」の事業紹介 ③企画展「狭山丘陵の機音を聞く」の事業紹介(ふるさと研究) ④三ヶ島葎子の会「葎子文学散歩」の事業紹介(ふるさと研究)</p> <p>その他 次回、新年度第1回会議は、5月頃の開催を予定。</p>